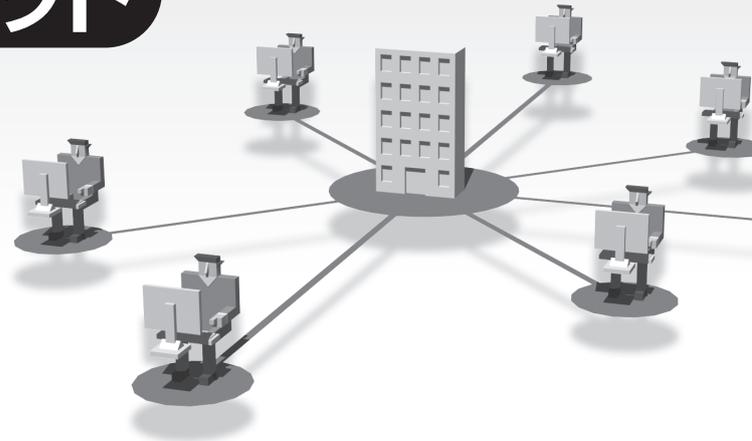


中小企業の サテライトオフィス導入の メリット・デメリット

サテライトオフィスを導入するケースが増えています。自宅でのテレワークが上手いかわからない従業員が救済されるほか、家賃の削減も可能となります。中小企業が導入するメリット・デメリットについて検証します。



FLARE GROUP株式会社
FLARE社会保険労務士事務所
社会保険労務士

神井香緒利

サテライトオフィスとは何か

コロナ禍で日本企業の働き方は大きく変化しました。その1つにテレワークがあります(図表1)。テレワークに対する従業員の満足度は非常に高く、今後もテレワークを継続したいと回答した人が8割を超えています。一方で、テレワークを実施したくないと回答した就業者は18・5%。そのうちの約2割は「仕事部屋の環境が不十分」であることを原因として掲げています(国土交通省「令和2年度テレワーク人口実態調査」)。そこで、大企業を中心に利用が広がっているのがサテライトオフィス勤務です。サテライトオフィスの勤務とは、従業員の属するメインオフィス以外に設けられたオフィスで仕事をこなう形態で、大きく次の2つに区分されます。

- ① 自社専用型……従業員の居住割合の多い地域に新たにオフィスを設置する、または支店の空きスペースに他所属の従業員が利用できるデスクを設置するなど、自社の従業員専用開放する形態
- ② 共同利用型……他企業が運営するシェアオフィス、コワーキングスペース(以下「シェアオフィス等」という)と契約し、従業員に開放する形態
中小企業には、工事費、家具購入費などの初期費用を抑えられる共同利用型がお勧めです。

サテライトオフィス導入のメリットとは

- (1) 通勤時間を短縮しつつ作業環境の整った場所で仕事ができる
サテライトオフィスの最大のメリットは「通勤時間を短縮しつつ作業環境の整った場所で仕事ができること」です。
在宅勤務には、「仕事に適した机や椅子がない」「プリンターなどの必要機器がない」「自宅に仕事をするスペースを確保できない」「自宅のインターネット環境が不安定」などの課題があり、従業員の居住環境に左右されます(図表2)。
サテライトオフィスには、机、椅子、通信回線、プリンターなど仕事をするための環境が整っており、これらの課題が解消できます。また、最も多く課題として挙が

図表1 テレワークとは

テレワークとは、情報通信技術を利用して行なう事業場外での勤務をいい、仕事を行なう場所に依りて次の3つに区分される。

① **在宅勤務**
 オフィスに出勤せず、「自宅」で仕事を行なう形態。通勤を要しないため通勤に伴う心身負担の軽減、通勤に充てる時間の有効活用が可能。

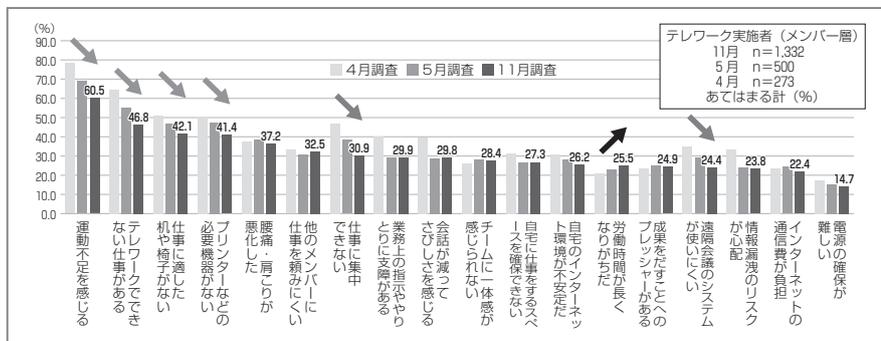
② **サテライトオフィス勤務**
 労働者の属するメインオフィス以外に設けられたオフィスで仕事を行なう形態。自宅近くや通勤途中に設けられたオフィスでの勤務は、通勤時間を短縮しつつ、在宅勤務やモバイル勤務以上に作業環境の整った場所での就労が可能。

③ **モバイル勤務**
 ノートパソコンや携帯電話等を活用して臨機応変に選択した場所（顧客先、交通機関の車内、出張先のホテル、カフェ等）で仕事を行なう形態。働く場所を柔軟に選択でき、業務の効率化を図ることが可能。

「運動不足」についても、在宅勤務と異なり、サテライトオフィスへの出勤が必要のため、運動の機会も増えます。

(2) **サービス提供地域の拡大**
 さらに、共同利用型の場合、シェアオフィス等によっては登記できたり、住所利用が可能な企業があります。この場合、支店として

図表2 テレワークの課題



出典：パーソル総合研究所「第四回・新型コロナウイルス対策によるテレワークへの影響に関する緊急調査」(令和2年12月)

HP上に掲載でき、サービス提供地域の拡大にもつながります。

(3) **オフィスコストの削減**
 従業員のオフィス出社率が減少しても業績や生産性に変化のない企業の場合は、思い切ってオフィスを閉鎖し、シェアオフィス等に本社機能を移動することも可能です。大人数向けの会議室のあるシ

図表3 場所別集中力の変化 (単位: pt)

	1位 最も集中できた場所	2位	3位	4位	5位	6位 最も集中できなかった場所
Aさん	公園 70pt	賑やかなカフェ 67pt	静かなカフェ 63pt	ワークスペース 62pt	図書館 59pt	自分のオフィス 55pt
Bさん	静かなカフェ 64pt	ワークスペース 64pt	図書館 59pt	賑やかなカフェ 53pt	公園 48pt	自分のオフィス 45pt
Cさん	ワークスペース 59pt	静かなカフェ 54pt	公園 53pt	図書館 52pt	自分のオフィス 47pt	賑やかなカフェ 42pt
3人の平均	ワークスペース 62pt	静かなカフェ 60pt	図書館 57pt	公園 57pt	賑やかなカフェ 54pt	自分のオフィス 49pt

※JINS MEME「オフィスを出たら集中力が上がった? 「場所」の違いから見る「集中力」の変化」(平成28年8月)を基に筆者作成

共同利用型の場合、他の企業の従業員が出入りするため、他社と

(4) **社外コミュニケーションの活性化**
 エアオフィスを利用すれば、リアル会議が必要なきのみ会議室を予約して、打合せをすることも可能です。これにより賃料を95%削減した企業もあります。

この実験により、人により集中できる場所は異なることがわかります。テレワーク制度を認めることは、オフィスのほか、自宅、サテライトオフィス、カフェなどと、

アイウェアブランド「JINS」が人間の集中力は場所によってどう変化するか検証した実験結果があります(図表3)。実験対象は、3名(Aさん、Bさん、Cさん)、自分のオフィス、ワークスペース、図書館、賑やかなカフェ、静かなカフェ、公園の6つの異なる場所で仕事時の集中力がどう変化するかを検証しました。

自宅に作業スペースのない従業員を対象に自宅近くにサテライトオフィスを設ける、または営業職向けに取引先間の移動途中に立ち寄れるサテライトオフィスを設けることは、業務効率化や顧客訪問件数の増加にも効果があります。

(6) **働く場所の選択肢が広がる**
 当然ですが、サテライトオフィスを設ければ、従業員の働く場所の選択肢が広がります。テレワークの最大のメリットはここにあるともいえるでしょう。

(5) **生産性の向上**
 自宅に作業スペースのない従業員を対象に自宅近くにサテライトオフィスを設ける、または営業職向けに取引先間の移動途中に立ち寄れるサテライトオフィスを設けることは、業務効率化や顧客訪問件数の増加にも効果があります。

従業員の働く場所の選択肢を広げ、プレゼン資料の作成は「サテライトオフィス」、クライアントとの打合せは「自宅」などと各々の従業員が業務に適した場所を選択することが可能となり、各業務の集中力が高まり、業務効率の向上に繋がるのです。

3人の平均を見ると、最も集中できない場所が「自分のオフィス」という結果となっています。総務省統計局の調査によると通勤にかける時間は全国平均で1日1時間19分。時間をかけて通勤し、集中できない環境で業務を行なうことは、心身の疲労にもつながり非常にもったいないことです。

サテライトオフィス導入のデメリットとは

サテライトオフィスの導入には、次のようなデメリットがあります。

(1) **情報漏洩リスクが高まる**
共同利用型のサテライトオフィスが提供するインターネット通信を利用する場合には、セキュリティリスクが伴うため、業務内容によっては、利用を控えたほうがよい場合もあります。

(2) **コロナ感染リスクが高まる**
共同利用型の場合、複数の企業や個人が入居しているため、コロナ禍においては、感染リスクが高まります。

そのため、共同利用型の場合には、シェアオフィス選ぴと運用ルールづくりがカギになります。

サテライトオフィス選ぴのポイント

(1) デスク形態

シェアオフィスには、リースペース型と個室型があります。

リースペース型の場合、不特定多数がスペースを共有するので、情報漏洩と感染のリスクが高まるため、個室型をお勧めします。

ただし、クリエイティブ系の業務では個室型より解放感のあるスペースのほうがよいケースも考えられ、セキュリティレベルの比較的低い業務を行なう従業員には、リースペース型の契約をするのもよいでしょう。この場合でも感染対策が徹底されているシェアオフィスを選択することをお勧めします。

また、社内外とのコミュニケーション手段としてWeb会議や電

話を多用する場合は、個室型を選択するとよいでしょう。あるいはリースペース型でWeb会議、電話会議専用ブースのあるシェアオフィス等を選択しましょう。

(2) 利用料金

シェアオフィス等にかかる費用は、デスク利用料、管理費、事務手数料、その他オプション費用があります。

デスク利用料は、10分、1時間、1日、1か月単位と様々です。シェアオフィス需要がわからない間は、10分、1時間単位の従量課金制のサービスを利用し、従業員の利用傾向が把握できた時点で1か月の定額制サービスを利用するのがよいでしょう。

コスト面の問題もあるため、シェアオフィス勤務を認める対象者の要件を設け、該当する従業員向けに自宅近くのシェアオフィスを契約するとよいでしょう。

(3) 利用時間

シェアオフィスにより24時間365日営業のオフィスから、休業日や営業時間に制限のあるオフィスまで様々です。

従業員の勤務実態により、自社にあったシェアオフィスを選択するとよいでしょう。

(4) **会議室・応接室**
急な来客や、リアル会議の開催に利用できる会議室や応接室の有無も確認しましょう。

会議室があっても利用率が高く予約が取れないシェアオフィスもあるため、入会前に会議室の個数、収容人数、空き状況などを確認しておくとういでしょう。

(5) 作業環境

厚生労働省がまとめた「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン（令和3年3月25日改定）」には、「労働安全衛生規則や事務所衛生基準規則の衛生基準と同等の作業環境になっていることを確認した上でサテライトオフィス等のテレワーク用の作業場を選定」することと記載されており、シェアオフィスに自社のオフィスと同等の環境が整備されているかの確認が必要です。特に注意しなければならないポイントは、**図表4**のとおりです。

このほか、コロナ禍では人口密度、換気設備の有無、感染対策などを、契約前に実際に向いて、確認することをお勧めします。

(6) その他

各シェアオフィス等により、サービス内容は異なります。どのよ

ユリテイ対策ガイドライン」が参考になります。

導入の際に活用したい 助成金や補助金とは

サテライトオフィスを導入する際には、国や各自治体による助成金や補助金を活用することが可能です。

主な助成金・補助金は図表6のとおりです。

図表6 主な助成金・補助金

(1) 国の助成金・補助金制度

- 厚生労働省「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」
中小企業が、テレワーク勤務制度（在宅勤務、サテライトオフィス勤務）を新たに導入するため通信機器の導入、就業規則の作成・変更等を実施した場合に支給される助成金。サテライトオフィス利用料（最大3か月分、上限30万円）も助成金の対象に。（補助率30%～65%、上限200万円）
- 経済産業省「IT導入補助金 低感染リスク型ビジネス枠」
テレワーク環境の整備のため、クラウド対応ツールを導入し、複数のプロセスの非対面化を行なう事業主に対して支給される助成金事業。（補助率2/3以内、上限150万円）
- 総務省「テレワークマネージャー相談事業」
テレワーク導入等を検討している企業・団体等にテレワークの専門家（テレワークマネージャー）が無料で助言や情報提供等を行なう。
- 厚生労働省「テレワーク労務管理オンラインコンサルティング」
テレワーク導入等を検討している企業・団体等に社会保険労務士が無料でテレワークにおける労務管理（就業規則、労働時間管理、人事評価等）に関する助言や情報提供等を行なう。

(2) 自治体の助成金・補助金制度

- 東京都「テレワーク促進助成金」
「新しい日常」の働き方であるテレワークの定着・促進に向け、都内中堅・中小企業等のテレワーク機器・ソフト等のテレワーク環境整備に係る経費に対して支給される助成金事業。（補助率1/2または2/3、上限250万円または150万円）
- 秋田県「サテライトオフィス整備支援金」（補助率1/2、上限50万円）
- 栃木県「気軽におためし！ サテライトオフィス体験支援補助金@とちぎ」（上限1か月20万円、最大3か月）
- 山梨県「山梨県産業集積促進助成金（オフィス等の設置）」（補助率10%～、上限1,500万円）
- 香川県「香川県サテライトオフィス拠点整備補助金」（補助率1/4、上限500万円）
- 徳島県「サテライトオフィス誘致促進費補助金」（補助率2/3、上限100万円）
- 富良野市「ワーケーション実証費用助成金」（補助率50%、上限8万5,000円）
- 日立市「日立市中小企業テレワーク環境整備支援事業補助金」（補助率1/2以内、上限50万円）
- 足利市「令和3年度サテライトオフィス整備事業費補助金」（補助率1/2、上限200万円）
- 鹿沼市「シェアオフィス等整備事業補助金」（補助率1/2、上限100万円）
- 佐野市「佐野市新しい働き方環境整備費補助金」（補助率2/3、上限1物件100万円）

サテライトオフィス導入で 求められる実務対応

サテライトオフィス勤務の導入にあたり押さえておきたい実務対応のポイントは次のとおりです。

(1) 就業規則の見直し（許可基準、 服務規律、通勤手当）

サテライトオフィス勤務を含むテレワーク制度を一部の従業員のみに適用させる場合は就業規則の

見直しは不要ですが、全労働者を対象に制度を導入する場合は、就業規則にそのルールを規定する必要があります。

多くの企業では、制度導入にあたって「テレワーク勤務規程」を作成します。厚生省が「テレワークモデル就業規則」作成の手引きを公開していますので、そちらを参考にするとよいでしょう。

① 許可基準

テレワークを導入する際には、

② 服務規律

テレワークの最大のメリットは、生産性の向上です。このメリットを最大限に得るためにはできる限り対象者を広げることが重要です。導入当初は一部の従業員に限定しても構いませんが、徐々に広げていくことがポイントです。

③ 通勤手当

テレワーク勤務時であっても職務にふさわしい服装を心がけるよう定めるほか、セキュリティに関する事項についても定めます。

④ 費用負担

通勤手当についても実費支給への変更などの見直しを行ない、それを規定します。

サテライトオフィスにてコワーキングスペースなどの従業員負担の費用が生じる場合は、その費用を会社と従業員のどちらが負担するかを明確にしておきましょう。

移動時間の 取扱い

サテライトオフィス勤務を認めた場合、オフィスとサテライトオ

図表7 テレワーク勤務規程例

第〇条（サテライトオフィス勤務の対象者）

サテライトオフィス勤務の対象者は、就業規則（適用範囲）に規定する従業員であって、次の各号の条件をすべて満たした者とする。

- ① サテライトオフィス勤務が適当であると会社が認めた者
 - ② 自宅に作業に適した環境が用意できない者
 - ③ 情報セキュリティ規程を理解していること
 - ④ サテライトオフィス勤務により作業能率・生産性の向上、通勤時間等の移動時間の軽減等が認められること
 - ⑤ 過去に懲戒処分を受けていないこと
 - ⑥ 所属長の許可を得ていること
- 2 サテライトオフィス勤務を希望する者は、所定の許可申請書に必要事項を記入のうえ、会社の許可を受けなければならない。
- 3 会社は、サテライトオフィス勤務の必要性、業務内容および時間管理能力等を審査し、適正と判定された場合に限り、サテライトオフィス勤務を許可するものとする。
- 4 会社は、業務上その他の事由により、前項によるサテライトオフィス勤務の許可を取り消すことがある。

第〇条（服務規律）

テレワーク勤務者は、就業規則(服務規律)、セキュリティガイドラインおよびその他の関連規程に定めるもののほか、次の各号に定める事項を順守しなければならない。

(前略)

- ⑤ テレワーク勤務時であっても職務に相応しい服装を心がけること
- ⑥ 会社で定める場所以外で、パソコンを作動したり重要資料を閲覧しないこと
- ⑦ アクセス権限のない者が操作できないようにパスワード設定をすること
- ⑧ 他の取引関係者および従業員等に係る個人情報等を扱う業務など、会社が禁止した業務を行なわないこと
- ⑨ 情報通信機器を放置し、座席を離れないこと
- ⑩ 公衆無線LANスポット等漏洩リスクの高いネットワークへの接続はしないこと
- ⑪ PCのぞき見防止フィルムを装着し、業務を行なうこと
- ⑫ 情報漏洩が生じた可能性のある場合は、早急に会社へ報告すること
- ⑬ 部署内における、共有すべき職務に関連するすべての事項について、従業員はほう・れん・そう（日常的に行なうべき報告、連絡、相談ならびにあいさつ、合図、掛け声をいう。）を心がけること

第〇条（通勤手当）

オフィス勤務が週3日以下の場合の通勤手当については、毎月定額の通勤手当は支給せず、実際に通勤に要する往復運賃の実費を給与支給日に支給するものとする。

第〇条（費用負担）

- 会社の許可するサテライトオフィスの利用料は会社負担とする。
- 2 その他の費用についてはサテライトオフィス勤務者の負担とする。

図表8 テレワークを行なう際の移動時間の取扱い

◎勤務時間の一部についてテレワークを行なう際の移動時間

- ・勤務時間の一部についてテレワークを行なう場合が考えられる。こうした場合の就業場所間の移動時間について、労働者による自由利用が保障されている時間については、休憩時間として取り扱うことが考えられる。
- ・一方で、たとえば、テレワーク中の労働者に対して、使用者が具体的な業務のために急きょオフィスへの出勤を求めた場合など、使用者が労働者に対し業務に従事するために必要な就業場所間の移動を命じ、その間の自由利用が保障されていない場合の移動時間は、労働時間に該当する。

フェイス間の移動等が生じるケースが考えられます。この移動時間は労働時間となるかという問題が生じますが、この点について「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に図表8のとおり定められています。

移動時間が労働時間に当たるか否かは、図表8を基準に個別に判

労災保険の適用

サテライトオフィス勤務中のケガが労災保険の対象になるかという問題が生じます。対応に断されることになりません。対応に迷った場合には、管轄の労働基準監督署に判断を仰ぐようにしましょう。

この点については、オフィス勤務時と同様に、「業務起因性（業務と傷病等との間に因果関係がある）」、「業務遂行性（労働者が労働契約に基づき会社の支配管理下にある状態）」が認められれば、業務災害となります。

また、オフィスとサテライトオフィス間や自宅とサテライトオフ

イス間等の移動中のケガについては、前述の業務起因性・遂行性が認められる場合は業務災害、それ以外の場合は通勤災害の対象となります。

業務起因性・遂行性が認められるか否かは労基署の判断によるため、実際にケガ等が生じた場合は、管轄労基署へ相談し判断を仰ぐようにしましょう。

かみい かおり 一般社団法人日本テレワーク協会相談員。様々な業種・企業の採用支援、人事労務相談顧問、就業規則作成支援等に従事。中小企業の人材の獲得・定着に向けたワークスタイル変革の支援に力を入れている。